

様式1号

型式審査基準

審査項目		審査基準
1 構造・ 形状・ 寸法	1 底板 (滑り 面)	① 一定の勾配を有する滑り面の下端に連続して設けた減速面で構成されたものであること。
		② 滑降に支障のない仕上がり面であること。
		③ 鋼管等で、すべり方向と平行なものは、鋼管と鋼管との隙間は、6mm以下であること。
		④ 有効幅は、400mm以上であること。
		⑤ 底板と側板との接続部には隙間がないこと。
		⑥ 滑り面の勾配は、25° 以上35° 以下であること。
		⑦ 減速面は、滑降時の速度を安全、かつ、有効に落とすものであること。
	2 側板	① 滑降に支障のない仕上がり面であり、かつ、段差、隙間のないこと。
		② 底板との接続には、隙間を設けないもので、かつ、滑降に支障のない仕上がり面であること。
	3 手すり	③ 高さは、400mm以上であること。
		① 滑降に支障のない仕上がり面であること。
		② 地上高が 1mを超える部分の両側に設けること。(側板の高さが 60cm以上のものを除く)
		③ 高さは、600mm以上であること。
④ 手すりと側板との間隔は 100mm以上 180mm以下であること。		
⑤ 乗り込み部の手すり子の間隔は、120mm以下であること。		
⑥ 使用者が乗り込む各階のすべり口の落下防止柵の手すり子の間隔は、180mm以下であること。		
⑦ 使用者が乗り込む各階のすべり口には、底板の両側に高さ 1,100mm以上、長さ 1,000mm以上の落下防止柵を設けること。		
2 材質	① 底板、側板、手すり及び支持部は、鋼材、アルミニウム材、鉄筋コンクリート材又は同等以上の耐久性を有するものであること。	
	② 耐食性を有していない材質にあつては、耐食性を施したものであること。	
3 強度	① 底板、側板及び支持部に作用する自重、積載荷重、風圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。	
	② 積載荷重は、すべり面の長さ 1mにつき 1.3kNであること。	
	③ 側板、手すりは、底板、支持部等主要構造の部分に固定するとともに、使用に際し離脱せず、かつ、強度上安全なものであること。	
	④ 構造計算は、最高使用高さによって計算されたものであること。	
	⑤ 構造計算は、建築基準法及び日本建築学会の各構造計算基準によって計算されたものであること。構造計算は、一級建築士又は建築構造に関し学識経験を有する者によってなされたものであること。	
	⑥ 溶接加工は、使用材料に応じ、公的試験機関による溶接技術者の資格を取得した者により行われるものであること。	
4 表示	次の事項について表示しているものであること。	
	① 種類	
	② 製造者名又は商標	
	③ 製造年月	
	④ 長さ	
	⑤ 勾配	
	⑥ 型式記号	
⑦ 認定番号		